

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第159回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つございます。

議題1、「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(仮名加工情報)」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(仮名加工情報)」、資料1に基づいて御説明申し上げます。

1 ページから3 ページにかけて、改正法における仮名加工情報の概要及び検討すべき論点について記載しております。

仮名加工情報の創設の制度趣旨を踏まえつつ、主な論点として、①仮名加工情報を作成するための加工基準、②仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準について検討していく必要がございます。

4 ページを御覧ください。

主な論点のうち、1 点目、「仮名加工情報を作成するための加工基準」について、基本的な考え方を記載しております。

1 点目ですが、仮名加工情報は「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように」個人情報を加工して得られる情報であるため、加工によりそれ単体では特定の個人を識別できないようにする必要があります。また、仮名加工情報である個人データが漏えい等発生時の報告義務の対象外とされているのは、加工により本人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低減されていることを踏まえたものです。

さらに、イノベーションの促進という制度趣旨を踏まえて使いやすい制度とすべく、仮名加工情報の加工基準は、事業者にとって分かりやすい明確なものである必要があります。

そこで緑枠部分ですが、仮名加工情報の加工基準は、単体識別性を失わせる観点や本人の権利利益の侵害リスクを低減させる観点を踏まえつつ、基準として明確なものとなるよう検討すべきであると考えます。

6 ページを御覧ください。

加工基準について、その方向性を記載しております。

まず「単体識別性を失わせる観点」として、それ単体で特定の個人を識別できないようにするため、加工基準として「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除又は置換すること」や「個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換すること」を委員会規則において定め、ガイドラインにおいて、具体例を示していくことを考えております。

点線での囲み部分に【想定される加工の例】を記載しておりますが、例えば、個人情報に氏名及び旅券番号が含まれる場合は、これらの記述等を削除することが考えられます。

続いて、7ページでは、加工基準の方向性のうち「権利利益の侵害リスクを低減させる観点」について記載しております。

1点目、2点目ですが、それ自体で特定の個人を識別できないように加工された情報は、基本的には、それが漏えいした場合に個人の権利利益の侵害が生じるリスクは相当程度低減されていると考えられます。

他方で、例えば、クレジットカード番号については、それが漏えいした場合、カード保有者が特定できないとしても、不正利用により個人の財産的被害が生じる可能性があります。

そこで、3点目ですが、漏えい時に個人の権利利益の侵害が生じるリスクを低減する観点から、加工基準として「個人情報に含まれる記述等のうち、当該記述等が不正に利用されることにより、財産的被害が発生するおそれがあるものを削除又は置換すること」を委員会規則において定め、ガイドラインにおいて具体例を示していくことが考えられます。

8ページにおいて【想定される加工の例】を記載しておりますが、例えば、個人情報の氏名及びクレジットカード番号が含まれる場合は、これらの記述等を削除することが考えられます。

9ページに、参考として仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準を比較した表を記載しております。

続いて、10ページを御覧ください。

主な論点のうち2点目、「仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準」について、基本的な考え方を記載しております。

なお「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された情報や加工の方法に関する情報をいいます。

1点目ですが、改正法では、「仮名加工情報を作成したとき」、又は「仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したとき」は、事業者は、削除情報等の漏えいを防止するための安全管理措置を講じる必要があるとされています。

また、現行法上、匿名加工情報については、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した情報や、加工の方法に関する情報の漏えいを防止するため、匿名加工情報を作成した事業者に対して安全管理措置を講ずることを求めています。

3点目ですが、仮名加工情報の場合も匿名加工情報の場合も、安全管理措置の目的は、その情報の漏えいによる個人の権利利益の侵害を防止することにあります。また、安全管理措置の対象となる情報は、いずれも、加工前の個人情報から削除した情報や加工の方法に関する情報です。

そこで、緑枠部分に記載のとおり、仮名加工情報に係る削除情報等については、匿名加工情報に係る加工方法等情報と同程度の安全管理措置を求めることが考えられます。

具体的には、委員会規則において、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準として「削除情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること」等の12ページに記

載した基準を定めた上で、ガイドラインにおいて具体例を示すことを考えております。

13ページにおいて、講じなければならない措置の具体例（イメージ）をお示ししております。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 仮名加工情報は、言わば個人情報と匿名加工情報の中間的なものとして、企業におけるデータ活用によるイノベーション促進の観点から創設された制度であります。実務的な観点からは、特に、匿名加工情報との差異を中心に多くの関心が寄せられていると承知しております。今後、事業者目線に立った分かりやすく使いやすい制度とすべく、匿名加工情報との差異の明確化を図るとともに、仮名加工情報の取扱いに係る基準が明確になるようしっかりと検討していくことが重要だと思います。

以上です。

○丹野委員長 他にございますか。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 個人情報保護法は、保護と利活用のバランスを求めており、仮名加工情報も、制度としての信頼を得つつ事業者が活用できるツールであるべきと考えております。その点からも、本制度の周知が大変重要だと思います。

また、仮名加工情報は、導入により複雑さが増すというよりも、むしろ、いかし方によって利活用しやすいツールになると思います。

委員会は、これまでも個人情報の適正な利活用を進めるため、相談ダイヤル、P P C ビジネスサポートデスク等で対応を行っていますが、仮名加工情報の制度を受けて、具体的な事例をしっかりと発信していくことを含めた多角的な周知や相談対応について、今後、一層の工夫が必要であると考えております。委員会としてもしっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

これまで、改正法に関する政令・規則等の整備に向けた論点については、5回の議論を行ってまいりました。本日も御議論いただきましたが、政令・規則に関する主要な論点としては、これでおおむね議論されたのではないかと承知しております。

そこで、以前、政令・規則の成案についての議論の予定を来年1月頃としておりましたが、準備が整えば、スケジュールを前倒しして議論できればと思っております。

それでは、次の議題に移ります。

議題2、「個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案等に関する

意見募集の結果について（オプトアウト届出、認定個人情報保護団体の認定等及び非識別加工情報の提供に関する、書面提出や押印等の制度・慣行の見直し関係）」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題2について説明申し上げます。

本件は、第155回委員会で御審議いただいた、押印の見直し等に伴う個人情報の保護に関する法律施行規則等の改正案等に関する意見募集の結果となります。

10月14日から11月16日までの約1か月間、意見募集を行い、5名の個人の方から5件の御意見を頂きました。そのうち、今回の意見募集に直接関係があると思われる御意見は4件ございましたが、意見募集結果に基づく改正案の修正はございません。

具体的な御意見は別紙のとおりです。

まず、No.1とNo.4の御意見については同趣旨の内容となっており、押印により文書の真正性が確保されるため、押印は重要であると認識の下、デジタルガバメントの実現に当たっては、押印の代わりに電子証明書の添付等を求めればよく、押印の廃止には反対という趣旨の御意見となっています。

この御意見に対しては、今回の押印の見直しは閣議決定の方針を踏まえたものであること、また、記名・押印又は署名の廃止後も、申請書等の本人確認や真正性の確保を的確に行うとともに、虚偽の届出等があれば、法令に基づき適切に対応していくことから、原案どおりとすることが適切と考えております。

また、No.2とNo.3は、改正案に賛同する御意見となっています。

以上を踏まえ、体裁等の技術的な修正を行った委員会規則の改正案が、資料2-2となります。

また、資料2-3の指針の改正案は原案のとおりです。

これらの改正案につきまして、御了承いただけましたら、準備が整い次第、公布、施行させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいま説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

特に修正等の御意見がないようなので、原案のとおり決定し、官報掲載等の所要の手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにいたします。

次の議題に移ります。議題3、「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 独自利用事務の情報連携の届出について、御説明をいたします。

資料3を御覧ください。

大項目1の「独自利用事務とは」を御覧ください。

独自利用事務の情報連携に係る届出につきましては、委員会では、これまで1,220団体、

8,629件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ウェブサイトで公表してまいりました。

続きまして、大項目2の「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

この度、地方公共団体から提出されました令和3年6月からの情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。その結果、計113団体から新規の届出が200件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が23件、事務の廃止等を行う中止の届出が31件の計254件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、総務大臣に通知することとしたいと考えております。

なお、今回の届出に係る総務大臣通知後の届出数の総計につきましては、地方公共団体数が1,229団体、届出数が8,798件となります。

説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

それでは、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則で定める要件を満たすものと認め、総務大臣に通知することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、通知することといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

本日の議題は以上です。本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

本日の会議はこれで閉会といたします。